

第19期

第25回

総会議事録

令和5年4月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年4月18日(火)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時00分

8. 閉会宣言 14時05分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

吉田 直衛

署名人

古川 弘作

事務局	<p>ただいまより、第25回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒沢 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。午前の定例総会に引き続き、月例総会その後も会議が続きますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 吉田 直衛 委員 12番 古川 弘作 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>中央1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は</p>

記載のとおりです。

申請の事由は、高齢化、経営拡大です。

受け人が農作業に従事します。受け人は畜産業を営んでおり牛舎に隣接する農地です。

これらの農地について、現地調査をしましたが周辺農地と調和のとれた利用状況で適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に2番の使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は農業経営の移譲、農業開始です。

4月6日に事前審査会を行いました。

使用借人は使用貸人の孫になります。

借人は母方の実家で、約2年間のぶどう栽培の研修を受け、これからぶどう栽培を行います。

この農地の40aに祖父が栽培している畑も含まれています。栽培面積を広げる予定で、意欲があります。

農業用機械使用貸借契約書も添付されており、祖父から借り受けます。

これらの農地について、現地調査をしましたが周辺農地と調和のとれた利用状況で適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番と2番の 2件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>中央3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。</p> <p>渡し人は今後、農業経営が難しいため知人の紹介により受け人への売却になります。受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが周辺農地と調和のとれた利用状況で適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番から6番までの 3件について、付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田4番から6番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>4番と5番は受け人が同一のため、一緒にご報告します。</p> <p>まず4番、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望と経営拡大です。</p> <p>4月7日に現地を確認し、そこに古い菌床が置いてあったので注意しました。許可後、古い菌床をたい肥にして申請地に入れ、畑を作るとのことです。</p>

次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

同じく4月7日、現地を確認しました。きれいに管理されていました。

4番、5番ともに会社所有の農機具を使用して従業員が農作業を行います。

次に6番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

4月5日に農業委員会会議室において、農業開始の事前審査会を開き、佐久間会長、安藤推進委員、事務局職員で借人から聴き取り調査を行いました。

借人は伊藤推進委員の所で、きゅうり栽培を1年間研修していました。

農地と農機具は伊藤推進委員の父から借りて、本人と妻がきゅうり栽培を行うとのことでした。

3件とも調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 4番から6番までの 3件について、
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、4番から6番までの 3件について
許可と決します。

次に、7番 1件について、付議いたします。

伊藤 城治委員の調査報告を求めます。

伊藤 城治
委員

三穂田7番について、調査の結果を報告いたします。

	<p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>4月5日に農業委員会会議室において農業開始の事前審査会を開催しました。会長、会長職務代理者、農地利用最適化推進委員、局長、事務局職員と借人の聴き取り調査を行いました。</p> <p>貸人と借人は祖父と孫であり、農機具は祖父から借りて使用し農作業は本人が行います。農機具の使用貸借契約書も添付されております。</p> <p>昨年、園芸振興センターで研修を受講し、今回、祖母と母の協力を得てきゅうりの栽培をメインに野菜、水稻の栽培を行うとのことです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたがきれいに管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等に問題はありませんでした。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、8番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、資金必要、相手方要望です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、9番 1件について、付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬9番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 4月5日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、影山推進委員、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。 現在、受け人は父親とともに農業を営んでおり農地取得後も父、妹、会社の従業員とともに農業に従事します。 4月4日に現地調査しました。申請地は適正に管理されており問題はありませんでした。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんがご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、9番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、10番と11番の 2件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
<p>藤田 稔 委員</p>	<p>片平10番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 4月12日に現地調査を行い、申請地は適正に管理されて いました。</p> <p>また、13日に代理人の行政書士に聴き取り調査を 行いました。申請の内容に誤りがなく、受け人は新たに取得する 農地について効率的な利用を確約しております。</p> <p>農作業常時従事要件については、受け人本人と妻が 50年にわたり、農作業に従事しております。</p> <p>地域との調和要件については、申請書及び現地調査も含めて 農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じる おそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでした。</p> <p>次に11番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。 使用貸人は使用借人の父で、農業開始後は妻とともに 協力、援助するとのことでした。</p> <p>使用借人の農業開始の件につきましては、4月5日に会長、 会長職務代理者及び事務局職員、わたくし立ち合いのもと 事前審査会を開催しました。</p> <p>4日に現地調査をしたところ、土地の表示にあります16筆の 農地は適正に管理されており、使用借人も適正管理を 確約しております。</p> <p>農作業常時従事要件については、本人は実家で農作業従事</p>

	<p>経験があり、妻とともに農作業に従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、地域の利用調整に協力する旨、確約しており、使用貸人及びその家族が協力するので問題はないと思います。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番と11番の 2件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番と11番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に、12番 1件について、付議いたします。これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>喜久田12番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>4月9日に現地を確認して来ました。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は経営移譲、農業開始です。</p> <p>貸人と借人は親子関係です。借人と母が農作業に従事します。</p> <p>現地は周辺農地と調和の取れた状態で適正に管理されており全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、12番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に、13番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、共有者への贈与です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	13番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決します。 次に、14番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。

<p>藤田 稔 委員</p>	<p>熱海14番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>使用貸人は使用借人の叔父で農業開始後は、妻とともに協力、援助していくとのこととです。</p> <p>使用借人の農業開始につきましては、4月5日に会長、会長職務代理者、今泉農地利用最適化推進委員及び事務局職員、わたくし立ち合いのもと、事前審査会を開催しました。</p> <p>5日に現地調査をしたところ、土地の表示の農地は適正に管理されており、使用借人も適正利用を確約しております。</p> <p>農作業常時従事要件について、本人は実家の農作業の従事経験があり、夫とともに農作業に従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており、また使用貸人及びその家族が協力するので問題ないと思います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、14番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、15番から17番までの 3件について、付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
<p>濱津 洋一 委員</p>	<p>田村15番から17番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

申請の事由は経営縮小、経営拡大です。

受け人が農作業に従事します。

また、友人の農業法人が協力します。

渡し人は造園業を営んでいましたが、高齢になり廃業しています。

同時に農業に従事していましたが、後継者がおらず農地の処分を進めています。

渡し人と受け人はおじと姪の関係で、今回友人が手伝ってくれることになり、経営を拡大することになりました。

ここ数年、遊休地で作物を栽培していなかったことからまず土壌改良し、農福連携を目指した経営を進めていくそうです。

次に16番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

4月6日に農業委員会事務局において会長、会長職務代理者、事務局長、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。

借人は農業に興味を持ち、農業の可能性を信じ、就農を目指して昨年10月の農業相談に訪れ、現在に至ります。

現在、市内の農業者の手伝いをしながら今後は地元の農業者の協力を得て、ねぎやきゅうりの栽培に取り組みます。

次に17番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は労力不足、経営拡大です。

受け人が農作業に従事します。

二人は叔父、甥の関係です。

渡し人は高齢になり、後継者もおらず土地の処分を進めています。

受け人は叔父の依頼を受けて今回の申請になりました。

調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。

議長

ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	15番から17番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、15番から17番までの 3件について 許可と決します。 次に、18番と19番の 2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	田村18番と19番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず18番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業経営の移譲、農業開始です。 4月6日、農業委員会事務局会議室で事前審査を行いました。 申請人は親子関係です。 借人は親が高齢のため、会社勤めをしながら親と 農業経営をと考えていましたが、現在は農業経営を継承するため 勤めを辞めて農業を始めます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に19番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 4月5日に現地調査を行い、4月6日に農業委員会事務局会議室で 事前審査を行いました。現地は適正に管理されており 借人は郡山ブランド野菜協議会、前会長の濱津洋一氏のご子息であり 将来、地域農業の振興のために一役を担うものと期待されています。 農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	18番と19番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、18番と19番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、20番 1件について、付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が貸人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安委員	<p>田村20番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人、土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>4月5日に現地調査を行い、4月6日に農業委員会事務局会議室で事前審査を行いました。現地は適正に管理されており借人は郡山ブランド野菜協議会、前会長の濱津洋一氏のご子息であります。</p> <p>現在も親の指導のもと、野菜を中心に生産販売をしています。</p> <p>将来、地域農業の振興のために一役を担うものと期待されており農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	20番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、20番 1件について許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議長	<p>次に、21番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>21番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>21番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、21番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、22番 1件について、付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田22番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 4月6日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局職員と わたくしで事前審査会を開催しました。 貸人と借人は同一家族で、祖父の土地を借りて農業開始します。 農機具等は祖父の物を借り、使用貸借契約書も添付されて おります。父親の指導のもと、作業にあたるそうです。 現地調査の結果、適正に管理されております。 作業は本人と両親、祖父母と行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	22番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、22番 1件について 許可と決めます。 次に、23番から29番までの 7件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	23番から29番までの 7件について、 調査の結果を報告いたします。 まず、23番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。 次に、24番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。 次に、25番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。 次に、26番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。

次に、27番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。

次に、28番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。

次に、29番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
借人と妻、息子と息子の妻が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	23番から29番までの 7件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、23番から29番までの 7件について 許可と決します。 次に、30番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	中田30番について、調査の結果を報告いたします。

	<p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、農業開始です。</p> <p>4月6日に農業委員会会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査を行いました。</p> <p>事前審査会には借人の代表取締役は風邪で高熱が出たため出席できず、代理人が出席しました。</p> <p>後日、本人からの聴き取り調査及び現地確認を行いました。</p> <p>申請地にはミニトマトを栽培するそうです。販売は直売所、インターネットで行います。</p> <p>農作業は本人のほか、3名があたります。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>30番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、30番 1件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博委員	<p>富久山1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は駐車場です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は土木業を営んでいる方から利便性がいいため駐車場として貸してほしいとお願いされ、申請に至りました。</p>

	<p>申請地は一昨年まで別の業者に転用許可が必要なことを知らずに駐車場として貸しており、農地に復元せずに返還されたため、顛末書が添付されております。</p> <p>雨水は自然浸透で、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>

<p>吉田 秀吉 委員</p>	<p>三穂田1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由はしいたけ菌床培養施設です。 受け人は菌床しいたけ栽培を大規模に行っていて 培養施設を拡大したいとのことです。 農地区分は農用地です。 西側、南側が道路で、北側、東側は水田が広がっていますが 北側の水田に雨水が流れないようにし、東側の排水路に流します。 東側に法面を作り、流れないようにします。 よって、周辺農地への影響はないものと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する 農用地利用計画において指定された用途に供するために 行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決まします。</p>

	<p>次に、2番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>喜久田2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 4月13日に現地を確認して来ました。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農家住宅及び倉庫です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 雨水は自然透水、汚水は合併浄化槽で処理後、北側側溝に排水します。 西と東は道路、南は農地ですが作付けされていません。 北側は住宅と農地ですが、農地は作付けされていませんし、日照も問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>2番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に、3番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	湖南3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は農地の一部を携帯電話基地局増設に伴う 駐車スペース及び資材置場のための一時転用です。 申請地について3月29日に現地調査及び貸人から聴き取り調査を 実施しました。申請地の地目は田で、現在ハウストマトと 露地野菜を栽培しています。 申請地は土木シートと敷き鉄板で農地を保護し、 近隣農地等への被害防除については、借地境界より離し、 土嚢により流出を防止します。 雨水は自然地下浸透とし、汚水・雑排水の使用はありません。 隣接の農地は南東側に水田、南西側に貸人所有の トマトハウスがありますが、申請地に高さ1.8mの 単管バリケードとシートを使用するため、日照の影響は ほぼないと考えます。 また既存の携帯基地局の工事位置に今回と同じく 工事作業用地として一時転用許可を受けており、 周辺農地の耕作に影響はなかったとのこと。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア- (ア)で

	<p>1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は土砂置き場のための一時転用です。 農地区分は農用地です。</p> <p>3月30日に事務局職員と現地調査しました。 中田町で行われている太陽光発電施設造成の残土処分の 依頼を受け、販売までの一時保管場所としての申請です。 申請地は山林に囲まれた窪地で、合計23筆、9,730㎡ですが 3分の2は休耕地です。また、他の農地から離れており、 周辺農地への影響はありません。</p> <p>農地には遮水シートを敷いて盛り土を行い、終了後は シートをはいで農地に復元します。確約書も添付されています。</p>

	<p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-c)で、 3番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可相当と決めます。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 まず、22番 1件について付議いたします。 この件につきましては、私の同居の親族が借人の会社の代表取締役になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので</p>

	議長を交代し、退席いたします。
	(会長が退席する。)
吉田職代	議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	22番 1件につきまして利用権設定の申請があり 現地調査及び審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	22番 1件について承認と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、22番 1件について、 承認と決めます。
	退席委員の復席を求めます。
	(会長が復席する。)
吉田職代	議長交代します。
議長	議長交代しました。 次に、1番から25番までのうち 22番 1件を除く 24件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から25番までの25件のうち、22番を除く24件について 利用権設定14件、所有権移転10件の申請があり 現地調査及び審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から25番までのうち 22番 1件を除く 24件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、1番から25番までのうち22番 1件を除く 24件について、承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>変更前、変更後の内容は記載のとおりです。</p> <p>変更の理由は借人の変更です。</p> <p>この案件は令和3年4月19日開催の第37回総会で許可したものです。申請地の北側の山林から山砂を採取しており、現在も継続中であります。</p> <p>現在は県外の事業者であり、事業が減ったため継続が困難になりました。そこで山砂の販売を確保できる業者に事業を変更することになりました。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>

北島 繁和 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員と3月29日に現地調査しました。</p> <p>現地は山林と隣接しており、昭和61年頃から耕作しておらず 現在は木が繁って、山林と一体化しており農地に復元することは 困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、2番から8番までの 7件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由はすべて地目変更です。</p> <p>事務局職員と3月30日に現地調査しました。</p> <p>いずれの土地も昭和、平成一桁から耕作しておらず 既に山林化しており、農地に復元することは 極めて困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>2番から8番までの 7件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番から8番までの 7件について、</p>

	<p>非農地と決めます。</p> <p>次に、9番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 事務局職員2名と3月30日に現地調査しました。 当地は昭和55年頃、国道288号バイパス工事のため 畑が分断され、それ以来耕作されておらず、山林化しています。 周辺はすべて山林であり、周辺への影響はありません。 調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しないと 思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>9番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から3番までの 3件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から21番までの 21件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p>

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から5番までの 5件について通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」
次のとおり、1番 1件について、
郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により
受理をしたので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「専決処分事項の報告について」
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第2号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由：令和5年3月31日付け及び令和5年4月1日付けで
事務局人事を発令するため。

発令の内容については、記載のとおりです。

専決第2号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

理由：令和5年3月31日付け及び令和5年4月1日付けで

	<p>事務局人事を発令するため。</p> <p>発令の内容については、記載のとおりです。</p> <p>ただいまの 第1号から第5号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>以上で報告事項を終わります。次にその他ですが 農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、 許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>4月締め切りの案件の審議予定がありますので 来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。</p>
	(なし)
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第25回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第25回総会（令和5年4月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

30件で、田 136,547.36㎡ 畑 41,553.00㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、駐車場でした。

第5条 農地の転用は

4件で、しいたけ菌床培養施設1件、農家住宅1件、一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。